

北海道フード・コンプレックス 国際戦略総合特区（フード特区） の活用イメージについて

2012年5月

一般社団法人
北海道食産業総合振興機構
（略称：フード特区機構）

1. フード特区の概要

I 国際戦略総合特区

「新成長戦略」の実現にあたり、我が国の経済を牽引することが期待される産業の国際競争力の強化のため、国際レベルでの競争優位性を持ちうる地域を厳選し、当該産業の拠点形成に資する取組を支援



北海道は日本で唯一「食」の国際戦略総合特区として指定を受ける

II フード特区の目的

食料供給基地である北海道ならではの『食の総合産業』の確立によって、農水産業に加えて食品製造業の国際競争力を強化し、成長著しい東アジアの食市場を獲得する。
これを達成するため北海道では、「食と健康に関する研究開発・製品化支援機能」を集積・拡充し、“新たな需要(価値)創造につながる食のバリューチェーン”を確立することによって、東アジアにおける食産業の研究開発・輸出拠点化を目指す。

IV 総合特区制度による企業への優遇措置等の概要

(選択制) 税制支援

① 投資税額控除・特別償却:

総合特区内で当該特区の戦略に合致する事業を行うために機械、建物等を取得してその事業の用に供した場合に適用

- ・投資税額控除 / 新たな機械、建物等の取得価額の15%(建物等は8%)を法人税額から控除
- ・特別償却 / 新たな機械、建物等の取得価額の50%(建物等は25%)を普通償却額に上積み

② 所得控除: 専ら特区内で規制の特例措置を活用した事業を行う法人に対し適用 / 当該事業による課税所得の20%を損金に算入(5年間)

財政・金融支援

① 総合特区推進調整費: 関係府省の既存の補助メニューを活用した上でなお不足する場合に、府省の予算制度での対応が可能となるまでの間、本調整費を当該補助予算に充当 <H24/138億円>

[調整費による支援額上限 国際戦略総合特区 20億円/計画・年 (地域活性化総合特区 5億円/計画・年)]

② 総合特区支援利子補給金: 特区事業の実施に必要な借入れを行う場合、0.7%・5年間を限度として金利負担の軽減を受けることができる(金利軽減分を国が金融機関へ支給)

規制等の特例措置

① 総合特区法に基づく特例措置: 工場立地に係る緑地規制の特例(工場立地法及び企業立地促進法の特例)など

III フード特区のエリア

札幌・江別エリア

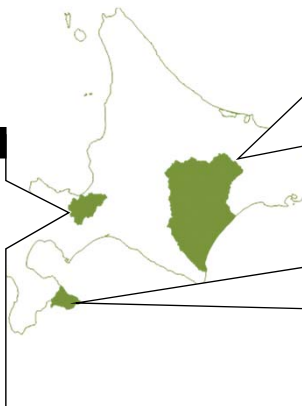
- 大学研究機関が集積し、人材が豊富
- 人口200万を超え、都市機能が充実
- 道央エリアには道内食品製造業の1/4が集中
- 車で1時間圏内に新千歳空港と2つの主要港(石狩・苫小牧)がある

帯広・十勝エリア

- 農畜産関連の大学・研究機関が集積し、人材が豊富
- EU農業国並みの大規模農業経営
- 多くの品目で全国一の生産量
- 国内最大のバイオエタノール工場が稼働

函館エリア

- 水産関連の大学・研究機関が集積し、人材が豊富
- 豊富な水産資源(函館市の漁獲金額は全道2位、昆布・するめいか等は全道1位)



2. フード特区の目標と実現のための取り組み

フード特区の目標

「北海道」を、EU・北米経済圏と同規模の成長が見込まれる東アジアにおいて、オランダのフードバレーに匹敵する食の研究開発・輸出拠点とする。

農水産品・食品の売上増加目標額(輸出額・輸入代替額等)は、1,300億円
※5年間(2012年～2016年まで)の累計値

上記目標を達成
するため取組

フード特区の主な支援事業

フード特区では、企業の進出から、研究支援、製造支援、販路拡大支援まで、食の価値（バリュー）を高める一連のつながりを一貫して支援するための事業を展開する。

企業進出(設備投資)

① 食関連企業
レンタルラボ

研究支援

② 食品安全性・
有用性研究評価
プラットフォーム

③ 密閉型実証
研究植物工場

製造支援

④ 食品試作・実証
プラットフォーム

販路拡大支援

⑤ 輸出支援
ネットワーク

3. フード特区で提案中の事業(抜粋)

○ 本特区で提案する規制の特例措置抜粋 (全32件)

<研究開発拠点の拡充とネットワーク強化事業>

- ・ 食品機能性表示に関する規制緩和 …「健康増進法」関連
- ・ 公的研究資金の交付決定前支出に対する運用拡大、年度繰り越し手続きの簡素化等の弾力運用 …「補助金等適正化法」関連
- ・ 密閉型実証研究植物工場において研究・開発した種苗の品種登録までの審査期間短縮 …「種苗法」関連

<支援基盤の整備>

- ・ 外国人研究者の永住許可、在留資格審査要件の緩和 …「出入国管理法」関連
- ・ 荷主の異なる混載貨物に対する「コンテナ扱い」の適用緩和 …「関税法」関連

<農業生産体制強化事業>

- ・ 農産物集出荷貯蔵施設に対する消防法の規制緩和 …「消防法」関連
- ・ 農業コントラクターの一般貨物自動車運送事業の許可要件の緩和 …「貨物自動車運送事業法」関連
- ・ 空撮用無人ヘリコプターの飛行許可の緩和 …「航空法」関連

○ 本特区で提案する税制の特例措置抜粋 (全8件)

- ・ BDF混和軽油に対する免税措置 …「地方税法」関連
- ・ 研究開発を促進するための特別控除制度の継続 …「租税特別措置法」関連
- ・ 農業生産法人への農地権利移動に関わる譲渡所得税の軽減 …「租税特別措置法」関連

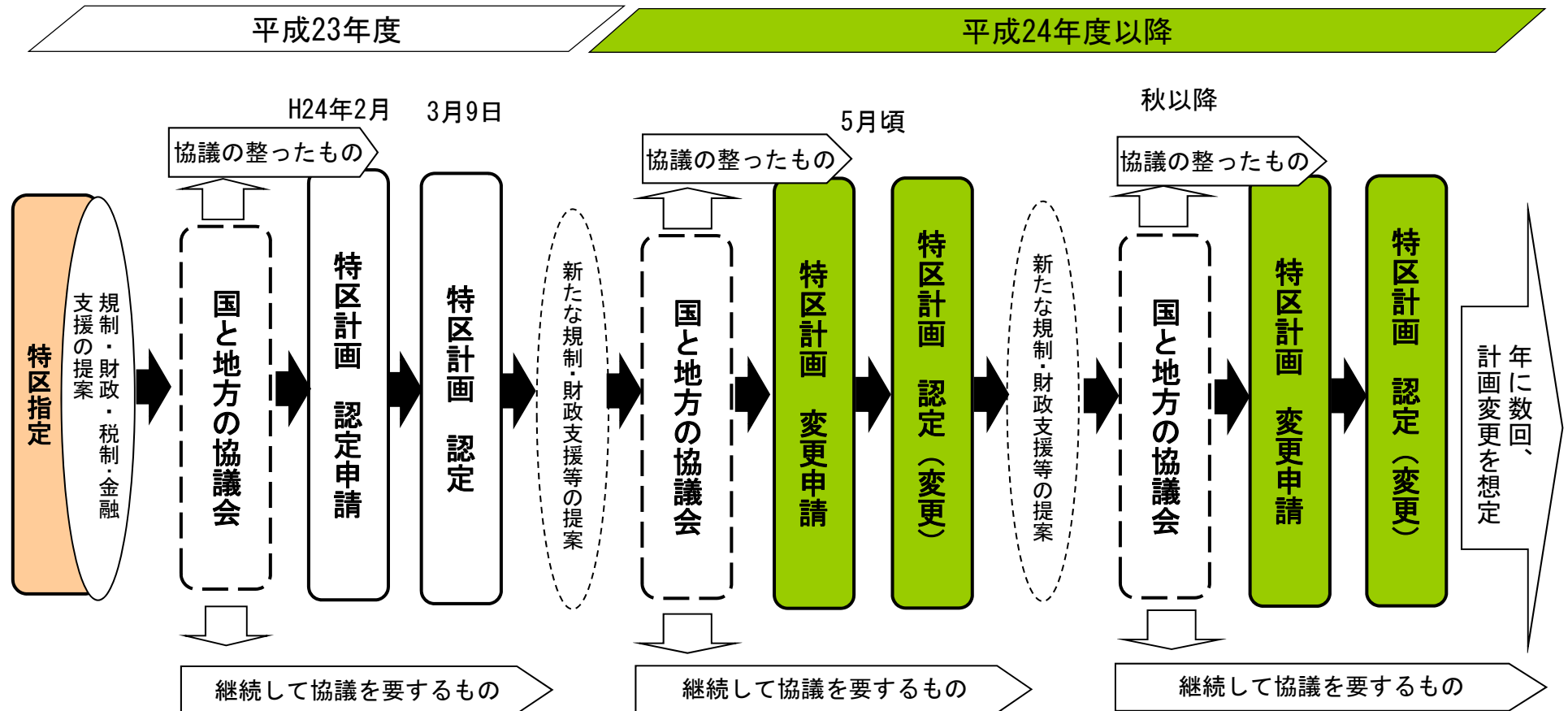
○ 本特区で提案する財政支援の特例措置抜粋 (全19件)

- ・ 食品安全性・有用性研究評価プラットフォームの確立に資する
「食の複合型研究開発制度(拠点裁量型研究制度)」の創設
- ・ 食品試作・実証プラットフォームの充実に資する「地域産学官共同研究拠点整備事業」の創設

注) 本特区で要望する規制、税制、財政の特例措置 のなかから主な事項を記載

4. 国の優遇措置の活用と総合特区計画

- ◇特区目標を実現するための事業実施に必要な税制・財政の支援措置や規制の特例措置は、国から特区計画として認定されることにより適用されます。
- ◇特区計画は、年に数回（次回は5月頃の予定）申請期限が設けられ、省庁協議や国と地方の協議会を経て協議が整ったものを特区計画として申請し、認定を受ける。
- ◇各支援措置の事業への活用を希望する事業者は、窓口となる自治体やフード特区機構にご相談ください。



5. 税制上の支援措置の概要

制度の概要

～下記措置の選択適用～

1 投資税額控除または特別償却

総合特区内で当該特区の戦略に合致する事業を行うために機械、建物等を取得してその事業の用に供した場合に適用。

<対象>

新たな機械、建物等に対する投資

建物 1億円以上、機械 2000万円以上

(1) 投資税額控除

新たな機械、建物等の取得価額の15%
(建物等は8%)を法人税額から控除

(2) 特別償却

新たな機械、建物等の取得価額の50%(建物等は25%)を普通償却額に上積み

2 所得控除

特区計画に記載された事業のみを行う法人であり、かつ特区区域内にのみ事務所等を有する法人に対し適用。当該事業による課税所得の20%を損金に算入(5年間)

<対象>

新設法人 又は 毎年度1億円以上又は計画期間内に総額5億円以上投資する既存法人

手続き

<条件>

○事業者が、地域協議会に参画していること

<流れ>

①事業者が設備投資計画を自治体・フード特区機構へ相談

↓

②特区に合致する事業の場合、自治体が特区計画として国に申請→国の認定

↓

③事業者が自治体に対し、特区事業法人の指定申請→札幌市が指定

↓

④事業者が設備投資を実施し、自治体に報告

↓

⑤自治体が、事業者に対し、証明書を発行

↓

⑥企業が確定申告に盛り込み

(国の認定申請受付時期に連動、今回はH24年5月)

投資税額控除または特別償却の活用例

◆足寄町農業協同組合が実施する農業生産体制強化事業

高度な農業生産体制を活用した農業コントラクターの活動を支援するため、堆肥散布、飼料用作物収穫の請負業務等に必要な農業用設備(農機具格納庫等)を整備するもの。

6. 財政上の支援措置(総合特区調整費)の概要

制度の概要

関係省庁の既存の補助メニューを活用した上でなお不足する場合に、省庁の予算制度での対応が可能となるまでの間、本調整費を当該補助予算に充当

○平成24年度予算 138億円

○調整費による支援額上限
国際戦略総合特区 20億円/計画・年

<条件>

○事業者が、地域協議会に参画していること

手続き

<流れ>

- ①事業者が各省庁の補助メニューを活用する事業計画を自治体・フード特区機構へ相談
↓
- ②特区に合致する事業の場合、自治体が国に活用を希望する補助メニューを申請
↓
- ③事業者と自治体・フード特区機構が連携して、関係省庁に対し財政支援要請
↓
- ④関係省庁が、特区調整費を活用して補助すべきと判断
↓
- ⑤関係省庁が財務省と折衝し、内閣府に特区調整費の配分要請
↓
- ⑥自治体が本事業を特区計画に盛り込み国に申請→国の認定
↓
- ⑦関係省庁を通じて、特区調整費を活用した補助が事業者に交付

地域新成長産業創出促進事業費補助金(地域新成長産業群創出事業)の活用例

- ◆江別市内の者が実施する食品有用性評価ネットワーク形成支援事業
有用性評価システムの機能強化と活用促進を図るため、試験実施機関と試験依頼者を結び付けるコーディネーターを配置するもの。

7. 金融上の支援措置(総合特区支援利子補給金制度)の概要(1)

制度の概要

- 特区事業の実施に必要な借り入れを行う場合、0.7%・5年間を限度として金利負担の軽減を受けることができる
(金利軽減分を国が金融機関へ支給)

対象事業

- 融資を受ける事業が総合特区計画に合致していること
(以下の3事業のいずれかに該当)

- <研究開発拠点の拡充とネットワーク強化事業>
鮮度保持技術や食品加工技術の向上、食品の安全性・有用性評価、加工食品の試作品開発・ブランディング、製品量産技術の確立などの研究開発
- <支援基盤の整備事業>
製造能力増強、効率的な輸送体制の確立、マーケティングおよびプロモーションの強化、現地販売拠点の設置、販売チャネル開拓などの取組
- <農業生産体制強化事業>
安全で高品質な農畜産物の生産体制確立、農業由来の未利用バイオマスの有効活用など

【総合特区計画別紙1-5参照】

手続き

<条件>

- 融資元の金融機関が内閣府から当該事業対象金融機関として指定を受けていること

<流れ>

- ①融資を受ける事業者が、金融機関を經由して、事業を実施する区域の自治体へ推薦申請書の確認依頼→確認書発行
↓
- ②融資を受ける事業者が、金融機関を經由して、内閣府に推薦申請書を提出
→推薦通知書発行
↓
- ③事業者と金融機関の間で融資契約
内閣府と金融機関の間で利子補給契約
↓
- ④0.7%差し引いた利率での融資実行

詳細は、「総合特区支援利子補給金関係手続きの手引(内閣官房)」を参照

URL:

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/sogotoc/sien/index.html>

7. 金融上の支援措置(総合特区支援利子補給金制度)の概要(2)

総合特区支援利子補給金制度の活用例

事業名	事業の概要	対象金融機関
研究開発拠点の拡充とネットワーク強化事業	<ul style="list-style-type: none"> ① 国際的規模で事業活動を行っている法人のアジア地域その他の地域における当該事業又は新たな事業の拠点を形成する事業。 ② 新技術の研究開発又はその成果の企業化を行うための拠点を形成する事業。 ③ 農林漁業及び関連する産業の体質の強化を図る事業。 	北洋銀行、北海道銀行、札幌信用金庫、函館信用金庫、渡島信用金庫、江差信用金庫、小樽信用金庫、旭川信用金庫、帯広信用金庫、北見信用金庫、三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、みずほコーポレート銀行、青森銀行、みちのく銀行、秋田銀行、北陸銀行、あおぞら銀行、商工組合中央金庫、函館商工信用組合、十勝信用組合、農林中央金庫、北海道信用農業協同組合連合会、函館市亀田農業協同組合、新函館農業協同組合、札幌市農業協同組合、道央農業協同組合、サツラク農業協同組合、帯広市川西農業協同組合、帯広大正農業協同組合、中札内村農業協同組合、更別村農業協同組合、忠類農業協同組合、大樹町農業協同組合、広尾町農業協同組合、芽室町農業協同組合、十勝清水町農業協同組合、新得町農業協同組合、鹿追町農業協同組合、木野農業協同組合、音更町農業協同組合、士幌町農業協同組合、上士幌町農業協同組合、幕別町農業協同組合、十勝池田町農業協同組合、十勝高島農業協同組合、豊頃町農業協同組合、浦幌町農業協同組合、本別町農業協同組合、足寄町農業協同組合、陸別町農業協同組合、北海道信用漁業協同組合連合会、日本政策投資銀行
支援基盤の整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ① 国際的規模で事業活動を行っている法人のアジア地域その他の地域における当該事業又は新たな事業の拠点を形成する事業。 ② 新技術の研究開発又はその成果の企業化を行うための拠点を形成する事業。 ③ 貨物流通の効率化、円滑化、及び適正化に関する事業。 ④ 農林漁業及び関連する産業の体質の強化を図る事業。 	
農業生産体制強化事業	<ul style="list-style-type: none"> ① エネルギーの使用による環境への負荷の低減に関する技術の研究開発及びその成果の企業化等、エネルギーの使用の合理化及び石油代替エネルギーの利用の促進等に関する事業。 ② 新技術の研究開発又はその成果の企業化を行うための拠点を形成する事業。 ③ 農林漁業及び関連する産業の体質の強化を図る事業。 	

8. フード特区の活用イメージ(商品性や機能性向上の研究・開発の場合)

特区の優遇措置

投資税額控除

取得評価額の8%

利子補給金

借入利息の0.7%・5年間

特区調整費

国の補助金の優先採択

<機能性の研究・開発>



- 研究施設・機器の整備
- 研究費の獲得
- 機能性の探索・評価
- 試作品等の製造

<商品性向上の研究・開発>



フード特区支援事業

食・バイオ
関連研究の
施設提供

食関連企業レンタルラボ

機能性評価
ワンストップ窓口
新たな機能性
評価手法の提供

食品安全性・有用性
研究評価プラットフォーム

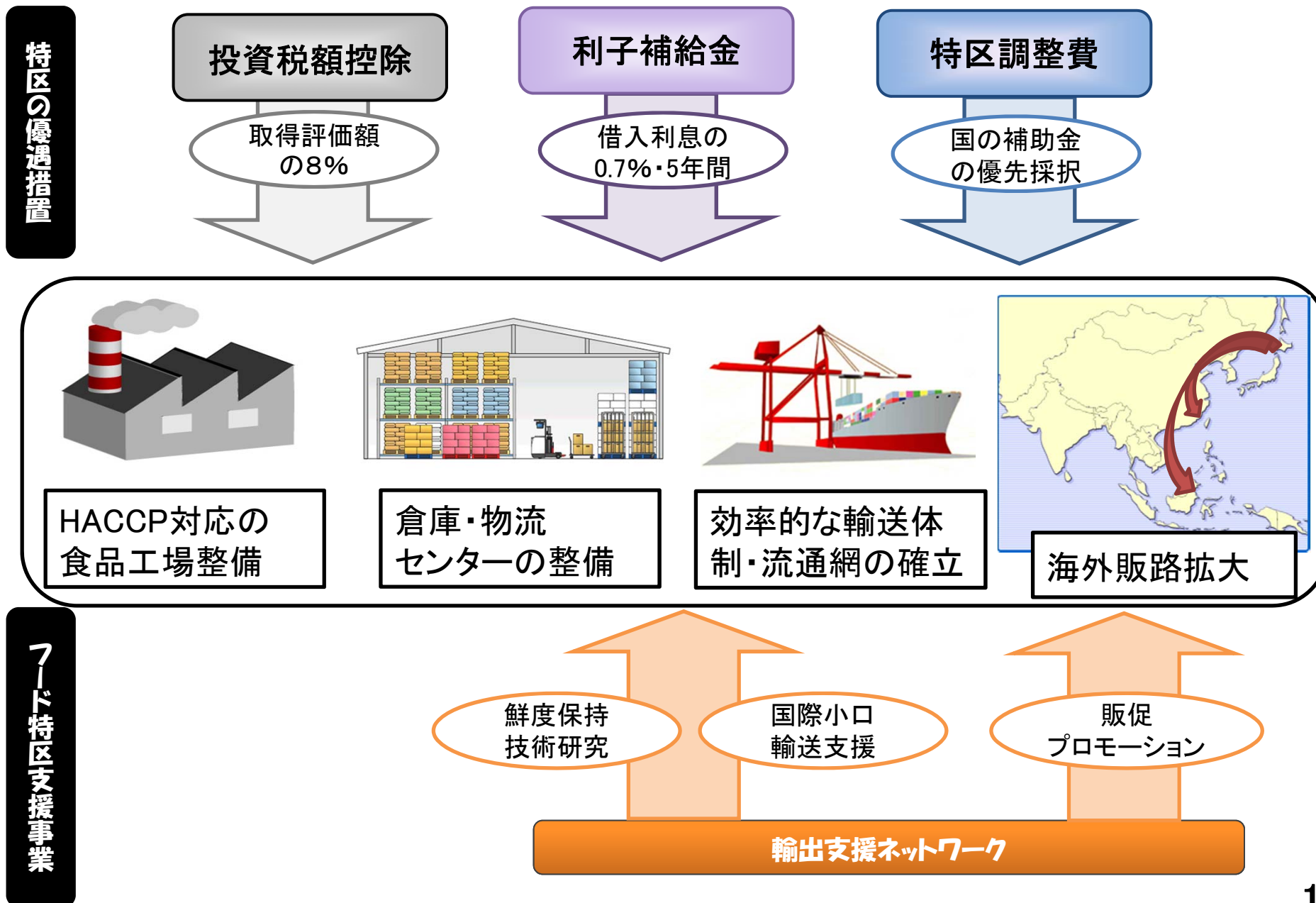
実験室レベル、
実機レベルの
製品試作実証
環境を提供

食品試作・実証
プラットフォーム

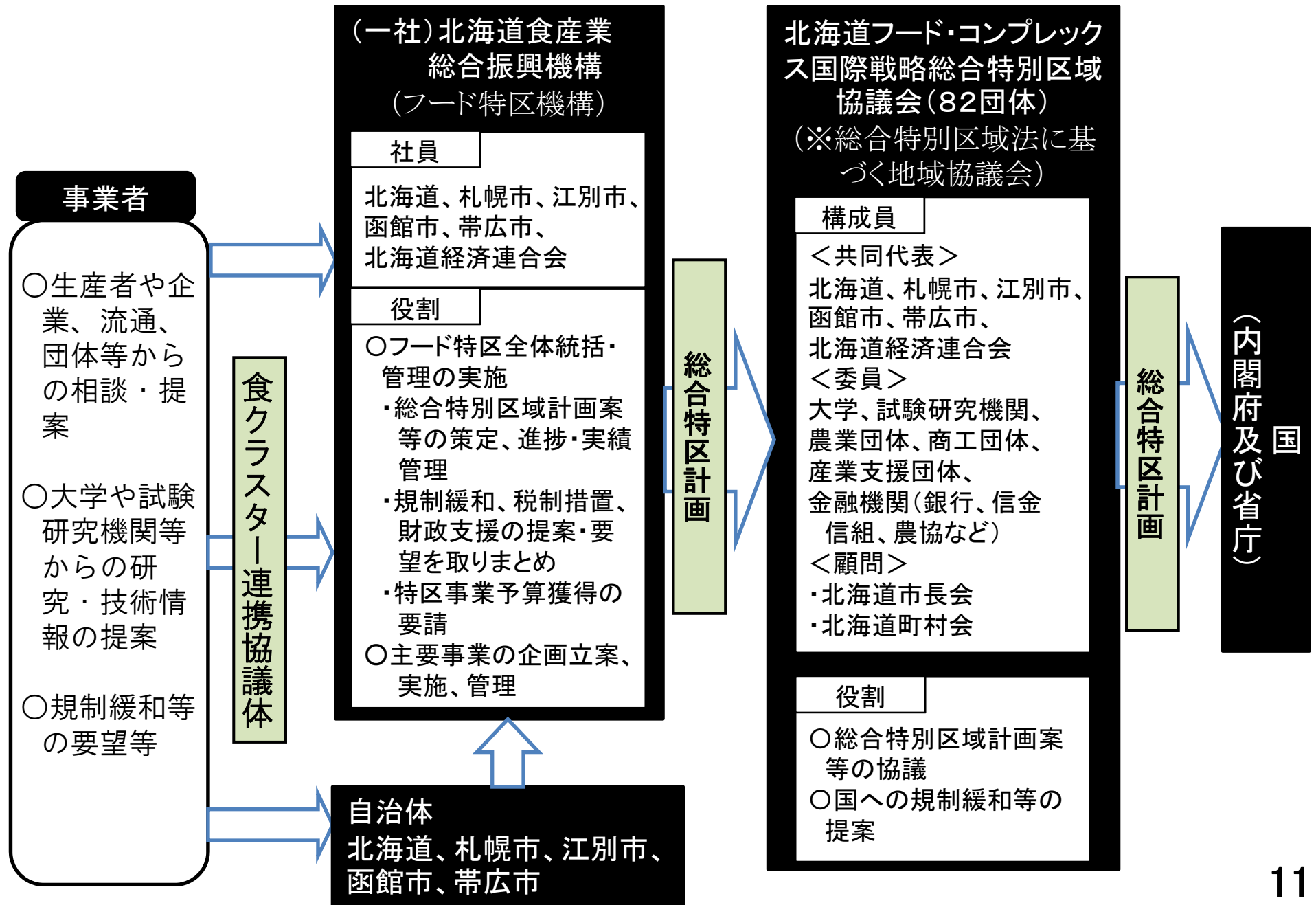
輸出向け
ものづくり支援
・デザイン、栄養表示、
商品サイズ

輸出支援ネットワーク

8. フード特区の活用イメージ(商品の生産及び海外販路の拡大の場合)



9. フード特区の推進体制



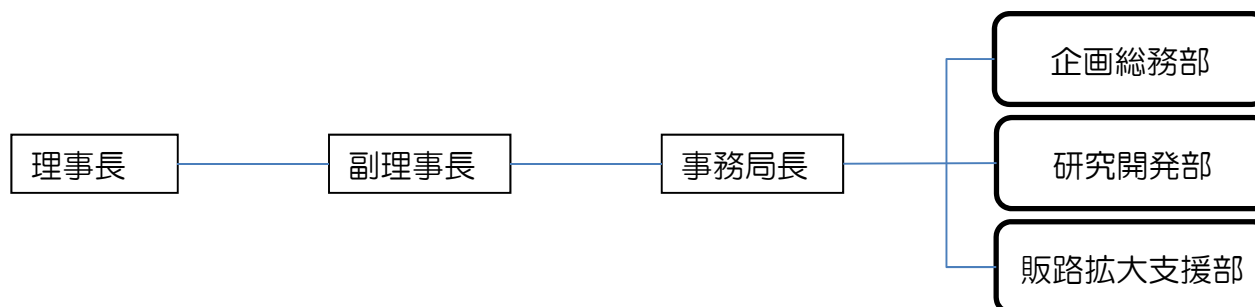
10. フード特区機構の主な取り組み

フード特区の統括・管理	3エリアのネットワーク体制を確立し、フード特区における事業全体の統括・管理を徹底
食品安全性・有用性研究評価プラットフォーム構築	一次産品・食品の安全性及び機能性評価の研究、臨床を含む各種試験の実施と解析や各国の基準を調査し、それに対応する評価等の一貫した科学的エビデンスに基づく情報発信を行うプラットフォームを構築
食品試作・実証プラットフォーム構築	我が国製造業の主体である中小企業の製品開発を支援するため、企業・大学・試験研究機関等と連携し、実生産規模に近い実証製造設備によって本格的生産の可能性を確認する。これらの結果に基づき、企業は本格的な生産体制を構築
販路拡大拠点化	フード特区機構が実施主体となり、産業支援機関等と連携して販路拡大を支援するためのネットワークを形成。一次産品を含む食品の原材料生産、製品化、物流、販売チャネル開拓、輸出課題解決など販路拡大に向けた支援事業に取り組み、一次産品を含む食品の輸入代替及び海外販路拡大を促進

※国に対して新たな規制の特例措置等を提案するとともに、実現に向けて努力していく。

11. フード特区機構組織体制、賛助会員ご入会、お問い合わせ先

組織体制



賛助会員ご入会のお願い

当機構では設立趣旨にご賛同いただける皆様からご支援を賜りたく、賛助会員としてご入会をお願いしております。

◆賛助会員ご入会のメリット

- ・研究開発や商品開発、販路拡大に関する当機構の支援事業等の情報を提供させていただきます。
- ・特区支援事業（個別プロジェクト）への参加をご案内いたします。
- ・会員間交流（企業PR）の場を提供させていただきます。

◆賛助会費等

- ・法人、個人等を問わず、年額1口1万円です。（1口以上）
- ・ご入会、その他ご相談等は、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

お問い合わせ先

一般社団法人 北海道食産業総合振興機構（略称：フード特区機構）

◆住所：札幌市中央区北1条西3丁目 MNビル8階

◆電話：011-200-7000

◆FAX：011-200-7005